

4. 先行事例の調査

4.1 全国的な地域公共交通の取組の把握

全国的な取組を把握するため、国土交通省 HP や公表資料を参考に情報収集を行い、法令や支援制度、地域公共交通の取り組みパターンの整理を行った。

(1) 地域公共交通に関する法令・補助制度の流れ（国の動き）

地域公共交通に関する法令の動きをみると、平成 12 年 2 月に「貸切バス事業（道路運送法）」の規制緩和があり、その後、平成 14 年 2 月に「乗合バス事業・タクシー事業（道路運送法）」が規制緩和された。この規制緩和により、需給調整規制が原則廃止され、事業参加については許可制となり、運賃制度については事業者が多様に運賃設定できる届出制となった。

また、原則禁止されていた自家用自動車による有償運送が、平成 18 年 10 月に「自家用有償旅客運送の登録制度（道路運送法）」が創設されたことで、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスが提供されない場合に限り、登録を受けた市町村やボランティア団体等が自家用自動車（白ナンバー）で有償運送することが可能となった。平成 30 年 3 月 30 日通達の「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」により、自家用自動車による有償運送サービスを受けた場合の謝礼の取扱いなどが具体的に示されることとなった。

地域公共交通活性化の支援策として、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、平成 19 年 10 月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行された。その翌年に、同法の目的を達成するため、多種多様なニーズや課題に対する事業メニューをパッケージで一括支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」が創設された。

平成 23 年に「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、過疎地域等において、コミュニティバスやデマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等の支援が行われるようになった。

平成 26 年には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体が地域戦略の一環として公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続することを目的とした「地域公共交通網形成計画」及び「地域公共交通再編実施計画」を策定することが可能となった。

また、令和元年 6 月に閣議決定された「成長戦略実行計画案」においては、モビリティに関する今後の対応の方向性として、「交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設」や「タクシーの相乗り導入」が位置づけられており、今後も様々な法制度の整備が想定される中、それらに伴う新たな制度を活用し、対応していく必要がある。

交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設

交通事業者が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。

タクシーの相乗り導入

タクシーの相乗り導入は、利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時にタクシー事業者にとっては生産性の向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人々が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域の要件や限定はかけずに一般的に導入を行う。

< 抜粋：成長戦略実行計画 / 令和元年 6 月 >

○平成 10 年 6 月
「交通運輸における需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等
について」（運輸政策審議会総合部会答申）

〔各事業の規制緩和等〕

- 平成 12 年 2 月
貸切バス事業（道路運送法） 国内航空運送事業（航空法）の規制緩和
- 平成 12 年 3 月
旅客鉄道事業（鉄道事業法）の規制緩和
- 平成 12 年 10 月
国内旅客船事業（海上運送法）の規制緩和
- 平成 14 年 2 月
乗合バス事業・タクシー事業（道路運送法）の規制緩和
- 平成 18 年 10 月
自家用有償旅客運送の登録制度の創設（道路運送法）

〔地域公共交通活性化のための支援策〕

- 平成 19 年 10 月
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」施行
- 平成 20 年
「地域公共交通活性化・再生総合事業」創設
- 平成 23 年
「地域公共交通確保維持改善事業」創設

〔 〕 : 地域公共交通に係る事業の規制緩和や支援策

図 4.1 平成 10 年以降の法律や支援制度の変遷

< 「なるほど!!公共交通の勘どころ 別冊資料[地域公共交通に関する法律や制度]」

(平成 28 年 国土交通省九州運輸局) をもとに加工 >

(2) 最近の地域公共交通の取組み例

全国での地域公共交通の取組み例について、取組の概要と導入事例を以下の通り、パターン別に整理した。

乗合タクシー
<取組の概要>
<ul style="list-style-type: none">・地域の生活交通の維持・確保に向けて、ワゴン型やセダン型のタクシー車両を使った乗り合い型の公共交通・主に、バス通行できない過疎地域等で生活交通を確保するために運行・運行形態は、バスのような定時定路線型や、事前予約によるドア・ツー・ドアのデマンド型が存在
<導入事例>
東京都小平市「ぶるべー号」、新潟県三条市「ひめさゆり」など

<地域の生活交通の維持・確保に向けたタクシー業界の取り組み/平成30年11月22日/

国土交通省>

自家用有償旅客運送
<取組の概要>
<ul style="list-style-type: none">・バス・タクシー事業が成り立たない場合で、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス・旅客から収受する対価は実費の範囲内 (ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内)・登録の流れは、地域における関係者の合意と、道路運送法に基づく登録
<導入事例>
京都府京丹後市「ささえ合い交通」など

<自家用有償旅客運送ハンドブック/平成30年4月/国土交通省自動車局旅客課>

福祉有償運送
<取組の概要>
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業者やNPO等が、高齢者や障がい者等で公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う車両による送迎サービス ・実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価としている ・NPO等によるサービスの他に、一部のタクシー事業者において、福祉車両（車イスや寝台のまま乗れる特殊な設備・装置を装着した車両）を用いた「福祉タクシー」や、ホームヘルパーの資格を取得したタクシー乗務員が必要な介護とともに身障者・高齢者の外出をサポートする「介護タクシー」が運行されている
<導入事例>
<p>全国で福祉有償運送運営協議会を設置（都内の場合、17団体（平成30年3月31日現在）、目黒区は10区による共同設置で登録）</p>

<福祉有償運送ガイドブック/平成20年3月/国土交通省自動車交通局旅客課>

<福祉有償運送 運営協議会マニュアル/平成18年6月/国土交通省>

<福祉有償運送運営協議会設置状況/平成30年3月31日/国土交通省関東運輸局>

病院や商業施設等の送迎バス活用（無償）
<取組の概要>
<ul style="list-style-type: none"> ・病院や大学、福祉施設などへの送迎のために運行しているバスの空席を利用して、高齢者や障がいをもつ方が買い物などに利用できる送迎サービス ・施設利用者以外でバスを利用できるのは、地域の高齢者や障がい者など。1人で乗降できるか、介助者の同伴で乗降できる者
<導入事例>
<p>千葉県我孫子市「送迎バスの空席を活用した高齢者等の外出応援」など</p>

<送迎バスの空席を活用した高齢者等の外出を応援/平成29年6月/我孫子市HP>

4.2 東京都区部のコミュニティバス等の整理

東京都区部において行政が支援しているコミュニティバス等の最新取組状況を整理した。

特別区 23 区のうち 19 区（令和元年 12 月時点情報）で、行政が支援しているコミュニティバス等が運行実施されている。各区で運行中のコミュニティバス等の取組状況は、表 4.1 に示す項目ごとに整理した。整理した結果は、次頁の表 4.2 に示す通りである。（各区において、コミュニティバスと位置づけていないものも含む。）

表 4.1 コミュニティバス等の取組状況一覧の構成

構成項目
・ 区分
・ No.
・ 路線名称
・ 愛称名
・ 開始年月
・ 運行事業者
・ 運行目的
・ 運賃（円）
・ 特徴

表 4.2 東京都区部で運行中のコミュニティバス等（令和元年12月時点）（1/3）

区分	路線名称	愛称名	開始年月	運行事業者	運行目的	運賃(円)	特徴
千代田区	1 麹町ルート	風ぐるま	H28.1	日立自動車交通	高齢者等の移動手段確保等	100	・乗り合いタクシーとしてH9.4～運行開始(車輛は8人乗りのリフト付ハイエース) ・定員の増加によりH28.1～小型バス導入し、運行開始。
	2 富士見・神保町ルート		H28.1			100	
	3 内神田ルート		H28.1			100	
	4 秋葉原ルート		H28.1			100	
中央区	1 北循環	江戸バス	H21.12	日立自動車交通	利便性確保	100	・大人子ども同一料金、高齢者障がい者等割引なし ・中央区役所を起点に北側と南側を循環するルート
	2 南循環					100	
港区	1 田町ルート	ちいバス	H16.10	フジエクスプレス	交通不便地域解消 既存路線廃止へ対応	100	・運行車両はすべて全て低床バス 路線沿線の小・中学校(芝浦小・赤羽小・南山小・東洋英和女学院中学部・赤坂小)の車体デザインアイデアを基に、4デザイン8台作成 ・2ヶ国語(日本語・英語)の音声対応、4ヶ国語(日本語・英語・中国語・ハングル)の文字案内
	2 赤坂ルート		H16.10			100	
	3 芝ルート		H22.3			100	
	4 麻布西・麻布東ルート		H22.3			100	
	5 青山ルート		H22.3			100	
	6 高輪ルート		H22.3			100	
	7 芝浦港南ルート		H22.3			100	
新宿区	1 歌舞伎町・西新宿循環ルート	新宿WEバス	H21.9	京王バス東	利便性確保 施設へのアクセス 旅行者の回遊性向上 その他	100	・新宿駅西口を起点に、新宿駅周辺の有名スポットや人気ホテル等を巡る ・天窓付きの車体
	2 新宿御苑ルート		H23.1			100	
	3 朝夜ルート		H23.12			100	
文京区	1 千駄木・駒込ルート	B - ぐる	H19.4	日立自動車交通	交通不便地域解消 施設へのアクセス 利便性確保	100	・年中無休、20分間隔 ・行政に極力頼らない事業運営を目指し、応援企業・団体を募集
	2 目白台・小日向ルート		H23.12			100	
台東区	1 北めぐりん	台東区循環バス「めぐりん」	H13.6	日立自動車交通	交通不便地域解消 経済活性化 公共施設・医療施設・福祉施設へのアクセス その他	100	区民の他、観光利用も目指す。内外装ともにレトロ調デザインを採用。 一部の地点で無料乗継が可能(当日1日1回のみ)
	2 南めぐりん		H16.4			100	
	3 東西めぐりん		H18.4			100	
	4 ぐるーりめぐりん		H28.1	京成バス	100		
墨田区	1 北西部ルート(向島・鐘ヶ淵ルート)	すみだ百景 すみまろくん・すみりんちゃん	H24.3	京成バス	利便性確保 施設へのアクセス 旅行者の回遊性向上 その他	100	1周44分から60分程度の片方向の循環ルート ・シルバーバス利用不可 ・障がい者、介助者無料 ・天窓付き、小型車体
	2 北東部ルート(八広・立花ルート)					100	
	3 南部ルート(両国・錦糸町ルート)					100	
江東区	1 木場ルート	しおかぜ	H17.11	東京都交通局	交通不便地域解消	100	・年中無休 ・現金のみ対応
	2 辰巳ルート						
大田区	1 武蔵新田駅・下丸子駅	たまちゃんバス	H21.10	東急バス	交通不便地域解消	150	試行運行

< 各自治体 HP の掲載情報をもとに作成（令和元年12月時点） >

表 4.3 東京都区部で運行中のコミュニティバス等 (令和元年 12 月時点) (2/3)

区分	路線名称	愛称名	開始年月	運行事業者	運行目的	運賃(円)	特徴
世田谷区	1 玉堤循環路線(タマリパーバス)	タマリパーバス	H10.10	東急バス	交通不便地域解消 経済活性化 公共施設へのアクセス	220	1は、5年間の経費補助後、採算路線になる 2は、H10年12月～H11年1月の実験運行を経て実現 6は、H16年10月からのミニバス実験運行を経て実現 区が支援・協力を行う路線と位置づけ、沿線地域やバス事業者等と共に積極的に取り組んで実現
	2 南北路線(祖師谷～千歳烏山)	-	H13.6	小田急バス		220	
	3 希望ヶ丘路線(八幡山ルート)	-	H13.10	京王バス東		210	
	4 宇奈根地区路線	-	H15.3	小田急バス		220	
	5 希望ヶ丘路線(千歳船橋ルート)	-	H15.3	小田急バス		220	
	6 祖師谷・成城地域循環バス	せたがやぐるりん	H17.12	小田急バス		210	
	7 喜多見・宇奈根地区	-	H19.4	東急バス		220	
	8 経堂・八幡山路線	-	H26.1	小田急バス・京王東バス		210	
	9 喜多見・宇奈根地区(喜多見住宅延伸系統)	-	H26.2	東急バス		220	
	10 等々力・梅ヶ丘路線	-	H29.1	東急バス		220	
渋谷区	1 恵比寿・代官山循環 夕焼け小焼けルート	ハチ公バス	H15.3	東急バス	交通不便地域解消 経済活性化 公共施設へのアクセス	100	1のルートでは日曜・休日に交通規制があるため、迂回経路を運行 2のルートでは「幡ヶ谷不動尊バス停」にて、笹塚駅方面から乗車した場合、中幡小学校方面へ乗り継ぎ可能(無料乗継券あり)
	2 本町・笹塚循環 春の小川ルート		H16.9	京王バス		100	
	3 神宮の杜(もり)ルート(神宮前・千駄ヶ谷ルート)		H20.2	フジエクスプレス		100	
	4 丘を越えてルート(上原・富ヶ谷ルート)		H22.7	京王バス		100	
杉並区	1 けやき路線	南北バス「すぎ丸」	H12.11	京王バス東	交通不便地域解消 経済活性化 その他	100	「けやき路線」:阿佐ヶ谷駅～浜田山駅 「さくら路線」:浜田山駅～下高井戸駅 「かえで路線」:西荻窪駅～久我山駅
	2 さくら路線		H16.10	京王バス東		100	
	3 かえで路線		H20.11	関東バス		100	
豊島区	1 池07系統	-	時期不明	国際興業バス	利便性確保 不採算路線支援	220	・シルバーバス無料 ・区が、社会実験として運行支援事業を開始。2年連続して継続運行基準を満たしていない場合、廃止を含めた検討を行う
北区	1 王子・駒込ルート	Kバス	H20.4	日立自動車交通	交通不便地域解消 既存路線廃止へ対応	100	・シルバーバスや障害者手帳による割引なし ・大人子ども同一料金 ・1乗車は最大1周まで ・年間を通じて、毎日同時刻発、20分間隔で運行
	2 田端循環ルート					100	
荒川区	1 「さくら」(左回り)(南千01系統)	さくら	H17.4	京成バス	交通不便地域解消 高齢者等の移動手段確保等	150	利用者参加型バスロケーションシステム導入 雨の日、通勤・通学時間帯に中型車両で運行(満員などで乗車できないなどの不便解消のため)
	2 「さくら」(右回り)(平日 南千02系統)(土休日 南千02系統、南千02-1系統)		H27.3	京成バス		150	
	3 「汐入さくら」(南千03系統)		H20.10	京成バス		150	
	4 「町屋さくら」(平日 町屋04系統)		H24.11	京成バス		150	
	5 「町屋さくら」(一部往復運行)(平日 町屋05系統)(土休日 町屋05-1系統)		H26.11	京成バス		150	
板橋区	1 板橋市場～新高島平駅～下赤塚駅循環	りんりんGO	H22.3	国際興業バス	交通不便地域解消 公共施設への交通 利便性確保	220	・始発から15時の運行は、反時計まわり、15時から最終は時計まわりとなる一方方向の運行 ・シルバーバス無料 ・定員35人の小型バス

< 各自治体 HP の掲載情報をもとに作成 (令和元年 12 月時点) >

表 4.4 東京都区部で運行中のコミュニティバス等 (令和元年 12 月時点) (3/3)

区分	路線名称	愛称名	開始年月	運行事業者	運行目的	運賃(円)	特徴
練馬区	1 保谷ルート(旧練馬区シャトルバス)	みどりバス	H3.8	西武バス	交通不便地域解消 公共施設への交通 利便性確保 医療施設へのアクセス	220	・「練馬区シャトルバス」「練馬区バス交通実験」「練馬区福祉コミュニティバス」の3種類の名称・サービスの統一に際し、「みどりバス」の愛称が制定 ・6路線に増加 ・65歳以上、障がい者等は半額
	2 北町ルート(旧・練馬区バス交通実験)		H14.6	国際興業バス		220	
	3 関町ルート(旧・練馬区福祉コミュニティバス)		時期不明	西武バス		220	
	4 氷川台ルート(旧・練馬区福祉コミュニティバス)		時期不明	国際興業バス		220	
	5 大泉ルート(旧・練馬区福祉コミュニティバス)		H20.1	西武バス		220	
	6 南大泉ルート		H23.12	西武バス		220	
足立区	1 はるかぜ1号(西新井・綾瀬線)	はるかぜ	H12.4	日立自動車交通	交通不便地域解消 経済活性化 公共施設へのアクセス 医療施設へのアクセス 福祉施設へのアクセス	210	区がルート及び共通運賃を設定し、自主運行事業者を募る方式のコミュニティバス。車両及び運行経費等はバス事業者が負担する。区は走行環境整備等を支援する。 ・H24より路線名を「はるかぜ第 弾」から「はるかぜ 号(線or 循環)」に変更 ・H26に運賃改定
	2 はるかぜ2号(綾瀬・六木線)		H14.6	朝日バス		180~	
	3 はるかぜ3号(西新井・舎人線)		H15.7	国際興業バス		210	
	4 はるかぜ4号(区役所・鹿浜線)		H15.9	東武バスセントラル		210	
	5 はるかぜ5号(北千住駅西側地域循環)		H15.12	新日本観光自動車		210	
	6 はるかぜ6号(北千住・鹿浜線)		H16.4	新日本観光自動車		210	
	7 はるかぜ7号(梅島・六木線)		H17.8	東武バスセントラル		180~	
	8 はるかぜ8号(小台・宮城循環)		H18.7	新日本観光自動車		210	
	9 はるかぜ9号(青井・亀有線)		H18.9	日立自動車交通		210	
	10 はるかぜ10号(西新井・高野線)		H19.4	日立自動車交通		210	
	11 はるかぜ11号(堀之内・椿循環)		H20.9	新日本観光自動車		210	
	12 はるかぜ12号(西新井・亀有線)		H21.4	日立自動車交通		210	
葛飾区	1 金町駅南口・ウェルビアかつしか	レインボーかつしか	H17.5	日立自動車交通	交通不便地域解消	210	レインボーかつしかの運賃改定
	2 亀有駅南口・綾瀬駅東口		H19.6	日立自動車交通		210	

< 各自治体 HP の掲載情報をもとに作成 (令和元年 12 月時点) >

4.3 地域公共交通の先行事例の整理

(1) 事例の整理

事例整理にあたっては、地域交通に取り組む事例を広く収集し、カルテ形式で整理した構成を表 4.5 に示す。区内の公共交通の運行状況や道路幅員、坂道等の地域特性を鑑み、都市部で類似した地域特性を有し、小型車両による地域交通の運行が継続的に行われている例として、横浜市や川崎市の事例を示す。

表 4.5 事例カルテの構成

カルテ構成
<ul style="list-style-type: none">・ 事業名・ 自治体名（所在地）・ 自治体情報・ 実施主体（NPO 法人・住民組織による協議会）・ 導入経緯（地域交通導入までの課題や対応策）・ 運行状況・ 行政の支援・ 事業の事例

(2) 地域公共交通の先行事例

1) 神奈川県横浜市における事例

No.	1	横浜市地域交通サポート事業	
地域概要（※H27 国勢調査より）			
自治体名	神奈川県 横浜市		
人口	3,724,844 人	面積	437.49 km ²
65歳以上人口比率	23.24%	人口密度	8,514.1 人/km ²
15歳未満人口比率	12.58%	世帯数	1,645,618 世帯
事業概要			
実施主体	NPO 法人・地域住民が参画した協議会		
導入経緯	導入前の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年度頃から、高齢化の加速度的な進行予測や、安心して住み続けられるまちづくりを求める住民意向など、公共交通を取り巻く環境が変化 平成 14 年度に、重点施策「おでかけサポートバスの推進（横浜型コミュニティバスの運行支援）」を実施するも、 「収支改善が困難」 「行政主体のため、地域住民の協力や費用負担への理解が得られなかった」ことから継続困難と判断 平成 18 年度に、小型路線バスの運行実験を実施。実施に際し下記3つの条件で行う 「運行経費は現金収入で賄う」 「地域主体の運営組織」 「広告など運行支援金の募集」 実験の結果、 「独立採算による事業継続が困難」 「運営準備組織が十分に育たなかった」 「利用者数が目標未達」 など、安定的な継続運行が困難だったことから実験運行を終了	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 上記のスキームでは独立採算性による運行持続が困難 地域の足を住民が積極的に利用して守る意識 自主的に行動できる地域組織 人材育成の支援づくり 	
	対策	<ul style="list-style-type: none"> 新しい交通政策の展開（地域主体の取り組みへの行政支援） 生活密着の交通手段導入に向けた地域の主体的な取組みがスムーズに進むように、地域交通の導入に至るまでの地域活動に対して様々な支援を行う事業として、「横浜市地域交通サポート事業」を平成 19 年度より開始 	

運行 状況	利用対象	・横浜市全域
	取組地区	・登録団体 32 のうち、本格運行：15 地区、実証運行中：1 地区、 実証運行に向けた取組を実施：6 地区（令和元年 12 月 2 日時点）
	事業主体	・横浜市
	運行車両 タイプ	①ワゴン型バス 乗客定員 13 人 ②小型バス 乗客定員約 30 人 ③中・大型バス 乗客定員約 60 ～ 80 人
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、「地域が自ら検討し、取り組んでいくという意思を持っていること」や「5 人以上の住民等からなる検討組織の登録」など一定の要件を満たした組織に対して、市職員等の派遣、現地調査の実施、実証運行の支援、関係機関との調整など様々な支援を行う。取組地区では、①新たなバス路線導入、②既存バス路線の再編・増便等改善、③ワゴン型バス導入などが検討されている。 ・必要に応じ地域公共交通会議の承認を頂いた後に本格運行開始となるが、本格運行に対しては、行政から財政支援は行わない。車両は原則事業者で確保し、運行経費は運賃や地域の資金（協賛金等）でまかなうことが前提となる。 ・《事業の基本的な考え方》 <ul style="list-style-type: none"> 1. 安全・安心な運行：国から乗合・乗用業務の許可を得た緑ナンバーを有する車両。 2. 地域の盛り上がり：多くの方が継続的に利用することで、安定した経営を行う。 3. 行政からの財政支援に頼らない自立した運行。 ・地域交通の導入に至るまでの基本的なステップ <ul style="list-style-type: none"> ①事前相談 ②地域組織設立 ③地域活動に対する助成（交通問題解決に向けた検討、路線計画の検討・バス停位置調整、アンケート調査実施、運行ルート、バス停の確定、利用促進策の検討、実施 等） ④実証運行 ⑤本格運行
行政の 支援	事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・交通に関する問題（走行環境や事業者等）を整理し、活動の方向性をアドバイス ・他の地域の事例を紹介
	地域組織 の設立	・地域の組織運営等にアドバイスするまちづくりコーディネーター等の派遣や地域の活動経費の助成
	移動実態と 課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート（案）の作成 ・アンケートの集計と分析
	地域交通の 運行計画の 立案	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査と運行計画（案）の立案 ・運行ルートやバス停位置等の確認（警察、土木事務所、運行事業者、市の立会い） ・走行試験

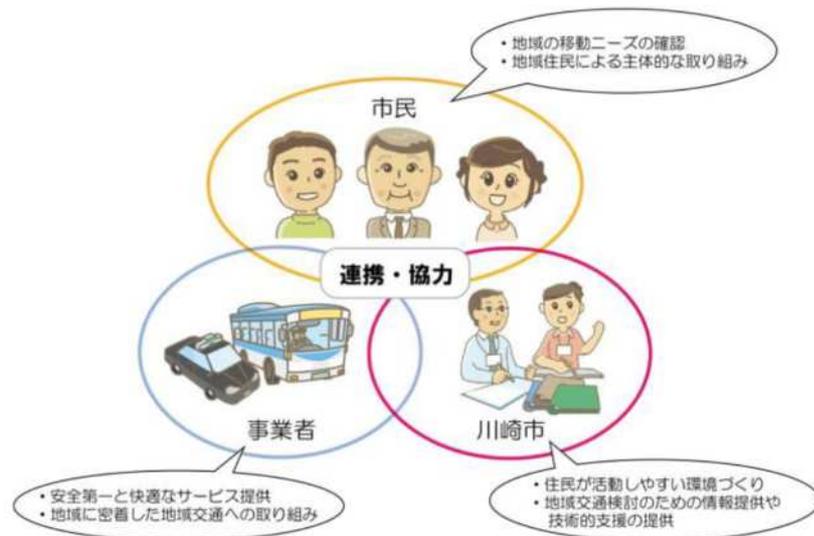
	<p>地域交通 実現の 可能性判断 (需要予測)</p>	<ul style="list-style-type: none"> アンケート（案）の作成 アンケートの集計と分析
	<p>実証実験 (採算性の 検証)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運賃収入等と運行経費の差額を補てん 実証運行結果の検証
	<p>本格運行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 走行環境の整備を道路管理者と調整
<p>事業の 事例</p>		<p>【都筑区都田・池辺地区】</p> <p>■経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 都筑区都田・池辺地区は、幅員の狭い道路が多く、路線バスの運行が困難であるため、以前から移動手手段の確保が必要であるという意見があった。 平成 28 年 1 月都田連合町内会及び池辺連合自治会のメンバーにより「準備会」を発足し、検討を開始。その後、「準備会」をボランティアバスの運行等を行うための「都田・池辺地区ボランティアバス協議会」と改め、地域貢献協議会や横浜市と連携協定を結んだ後、実証運行を開始。 <p>■実証運行の目的と各者の主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 実証運行期間においては、横浜市が燃料費等の支援を行うほか、周辺バス路線への影響や継続に向けた諸課題などの検証を行う。 <div data-bbox="507 1093 1348 1411" style="text-align: center;"> </div> <p>■運行の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 料金：無料（ボランティアによる無償運行） 頻度：都田、池辺の各地区週 2 日（平日のみ）、1 日 5 便程度 車両：8 人乗り 期間：平成 29 年 5 月 8 日～ 対象者：高齢者の方・子育て世代など、日中に移動にお困りの方 <p style="text-align: right;">出典：横浜市道路局 HP</p>

2) 神奈川県川崎市における事例

No.	2	コミュニティ交通導入の支援	
地域概要（※H27 国勢調査より）			
自治体名	神奈川県 川崎市		
人口	1,475,213 人	面積	143 km ²
65歳以上人口比率	18.95%	人口密度	10316.2 人/km ²
15歳未満人口比率	12.48%	世帯数	691,837 世帯
事業概要			
実施主体	NPO 法人・地域住民が参画した協議会		
導入経緯	導入前の状況	<ul style="list-style-type: none"> 市内は坂が多い丘陵地や路線バスのネットワークが利用しづらい地域 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな特性をもつ地域で利用しやすい交通環境の整備など、地域の交通課題の改善 	
	対策	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月に、「川崎市コミュニティ交通導入等の支援及び補助金交付に関する要綱」に基づき、下記の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> 「コミュニティ交通導入に向けた取組に対する技術的な支援」 「コミュニティ交通の運行実験の実施に必要な経費負担などの支援」 「本格運行を実施する場合の車両購入費及び改造費、停留所標識の購入費などに対する補助」 「川崎市総合都市交通計画」（平成25年3月策定）を受けて、重点施策「市民生活を支える公共交通の更なる強化」実施のため、学識経験者、公募市民、専門家で構成する、「川崎市地域公共交通会議」において議論を行い、平成26年3月に「地域交通の手引き」を改訂。あわせて、地域交通にはじめて触れる方や、関心を持たれた方に向けたパンフレットを作成 	
運行状況	利用対象	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市全域 	
	取組地区	<ul style="list-style-type: none"> 8地区（平成30年5月作成資料による） うち、本格運行2地区 	
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 市内交通事業者 	
	運行車両タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 取組地区により異なる 例）多摩区長尾台地区…29人乗りマイクロバス車両（三菱ローザ） 麻生区高石地区…14人乗りワゴン車両（日産キャラバン） 	

事業内容

- 地域の主体的な運営によるコミュニティ交通の導入に向けた取組に対して、住民が活動しやすい環境づくり、安全運行のための情報提供、技術的支援の提供、交通事業者との調整など、取組等の進捗状況に応じた支援を行い、持続可能な交通環境の整備を推進する事業。
- 「川崎市コミュニティ交通導入等の支援及び補助金交付に関する要綱」に基づき支援を行う。



出典：川崎市 HP「地域交通の手引き」

《「川崎市コミュニティ交通導入等の支援及び補助金交付に関する要綱」の概要》

■支援の内容

- コミュニティ交通導入に向けた取組に対する技術的な支援
- コミュニティ交通の運行実験の実施に必要な経費負担などの支援
- 本格運行を実施する場合の車両購入費及び改造費、停留所標識の購入費などに対する補助

■事前の協議

- 支援等を受けようとするときは、「地域交通の手引き」を踏まえて、市と十分な協議を行う

■補助金の交付申請など

- コミュニティ交通の運行に関する計画書や補助金の対象となる算出根拠を示す契約書等を添付して、市長に申請

行政の支援	検討体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 検討区域の範囲や協議会の設立に向けた検討について、アドバイス
	地域ニーズの確認・既存交通サービスの評価	<ul style="list-style-type: none"> 行動特性調査のため、アンケート調査の方法や内容、調査結果の分析についてアドバイス 地域特性の確認のため、道路や人口に関する資料等、地域特性の確認に必要な資料を提供 既存交通サービスの評価のため、既存交通手段の評価にあたってのアドバイス
	路線バス活用の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスの活用案の検討のため、バスの活用検討及び活用案の作成にあたってのアドバイス 活用案の提案のため、協議会の提案を事業者に伝え、事業者と内容について協議、調整 『路線バス社会実験支援制度』による支援実施
	コミュニティ交通の検討	<ul style="list-style-type: none"> 運行目的や運行方針の立案、コミュニティ交通の選択について、アドバイス 走行環境調査の実施にあたり、運行ルートや乗降場所設置の際に関係する物理的条件等、交通管理者や道路管理者からの指摘が想定される事項についてアドバイス 運行計画の作成について、アドバイス 走行環境テストに立ち会い、交通管理者や道路管理者等からの指摘を踏まえアドバイス 利用意向調査のため、アンケート調査の内容や、その結果によって運行実験の実施を決定する際の基準についてアドバイス
	運行実験の実施	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定など、運行実験計画書の作成にあたり、運行計画や調査計画などの内容についてアドバイス 地域住民への周知や調査の方法についてアドバイス 運行実験結果の評価にあたっての意見 運行計画の見直し等を行う際に、アドバイス
	本格運行	<ul style="list-style-type: none"> 本格運行計画書の作成について、アドバイス 本格運行の実施にあたり、アドバイスを行うとともに、必要な支援を実施
	運行継続	<ul style="list-style-type: none"> 本格運行の分析・評価のため、アンケート調査、利用動向調査の内容や分析・評価方法についてアドバイス 運行の維持・改善のため、協議会が行う運行内容の改善に対しアドバイス

事業の事例

【麻生区 高石地区（定時定路線型「山ゆり号」の運行）】

■経緯

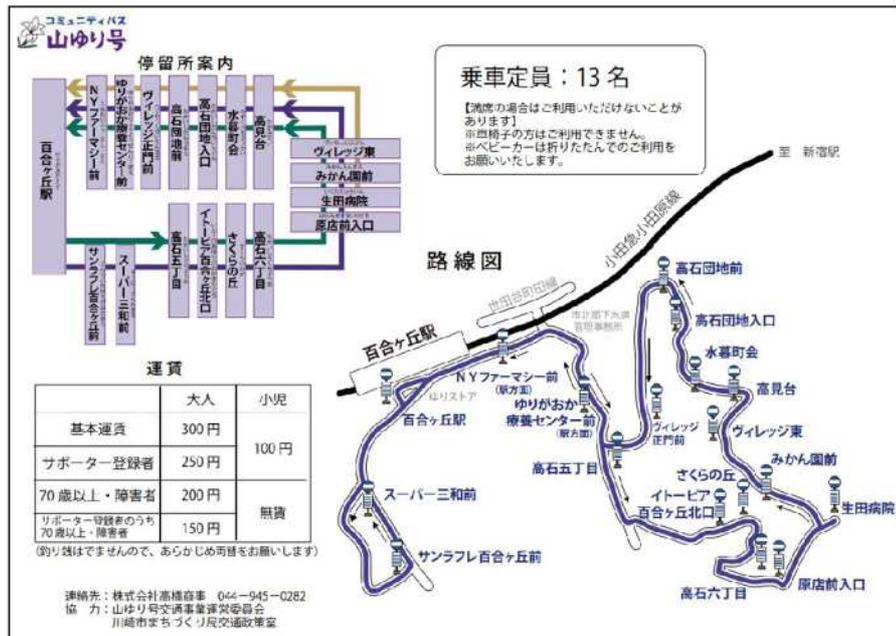
- ・平成16年度に地元協議会を設立し、平成18年度に運行実験、平成19年度に試行運行を行ったが、いずれも採算性が課題となった。平成20～21年度にサービス水準を大幅に絞込むと共に、協議会によるサポーター制度導入等の改善案を検討し、平成22年度に再度の試行運行を行った結果、採算性の目処がたった。
- ・協議会、運行事業者、市の3者で運行に関する協定締結や、道路運送法の許可を取得し、平成23年9月から本市初の緑ナンバーのコミュニティ交通として本格運行を開始し、現在に至る。

■利用促進の取り組み

- ・地域住民（運営協議会）で、各戸、駅、病院、スーパー等へのチラシ配布
- ・名称「やまゆり号」と花のデザイン作成
- ・利用を促す沿道掲示板への「子供の絵」の掲示等を実施

■収支対応

- ・収入増加策として企業協賛による広告収入（車体掲示）
- ・「サポーター割引制度（年間登録費の徴収）」の導入



出典：川崎市 HP